平成２２年（フ）第２６６号
千葉県市川市新井１丁目７番９―102号
ラ・フィーヌ新井
破産者　ＶＹＡＰＡＲＩ　ＳＨＩＬＰＡ　ＰＡＮＤＵＲＡＮＧ（シルパ　ヴァパリ）
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６９号
千葉市緑区大椎町1251番地327
破産者　鈴木　　英
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０４号
大阪府富田林市寺池台４―２　第333号棟第204号室、開始決定時大阪府富田林市新青葉丘町１番７号
破産者　ヤマサキ商店こと　山﨑　達徳
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
堺市西区鳳北町九丁520番地の１　1401号
破産者　セイザン電気工事有限会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
奈良県宇陀市大宇陀区栗野1025番地の97
破産者　扇石運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
栃木県小山市暁１丁目14番４号
破産者　有限会社紫煙商事
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７１号
栃木県栃木市境町22番26号
破産者　有限会社エフズカンパニー
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１０１５号
千葉県船橋市滝台２丁目１番17―305号
破産者　大橋　　誠
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７５号
千葉県市原市島野2034番地３
破産者　有限会社高見板金
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７６号
千葉県市原市大厩990番地７メイプルＢ棟101
破産者　高見　栄太
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７９号
千葉市稲毛区穴川２丁目２番12号
破産者　土屋　義人
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１５号
千葉県八千代市大和田新田425番地２　グラン・ドムール八千代台302号
破産者　横田　良子
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３６号
千葉県市川市本北方３丁目１番24号
破産者　小林　卓満
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目６番10号
破産者　有限会社リエート
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目９番28号
破産者　有限会社ヤマモト繊維
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
神戸市中央区日暮通４丁目２番６号
破産者　山本建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４７号
兵庫県姫路市下寺町79番地
破産者　株式会社双葉商会
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８５号
熊本県宇城市松橋町竹崎1236番地の１
破産者　有限会社かみむら銘木
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４８号
北海道旭川市永山四条15丁目86番地の１
破産者　有限会社ＷＯＲＬＤ　ＴＲＵＳＴ
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８４号
横浜市中区常盤町５丁目62番地
破産者　有限会社亜々土
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７２号
神奈川県小田原市久野2926番地
破産者　株式会社石綿工務店
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９号
三重県度会郡大紀町錦333番地５
破産者　吉田　　因
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２１号
三重県松阪市飯南町粥見5209番地３、住民票上の住所三重県松阪市飯南町粥見5075番地３
破産者　岡田　早生
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部